

第八回国会 建設委員會議録 第四号

昭和二十五年七月二十二日(土曜日)  
午後一時四十三分開議

出席委員

委員長 藥師神岩太郎君  
理事 内海 安吉君 理事 鈴木 仙八君  
理事 田中 角榮君 理事 天野 久君  
理事 前田榮之助君

逄澤 寛君 淺利 三朗君  
今村 忠助君 宇田 恒君  
小平 久雄君 瀬戸山三男君  
内藤 隆君 西村 英一君  
三池 信君 山本 久雄君  
中島 茂喜君 福田 繁芳君  
増田 連也君 砂間 一良君  
高倉 定助君

出席政府委員

大蔵事務官 吉田 晴二君  
(管財局長)

委員外の出席者

議員 田中伊三次君  
議員 東井三代次君  
建設事務官 八嶋 三郎君  
(都市局長)  
建設事務官 伊東 五郎君  
(住宅局長)  
衆議院參事(法 福原 忠男君  
制局第二部長)  
專門員 西畑 正倫君  
專門員 田中 義一君

本日の會議に付した事件

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

京都國際文化観光都市建設法案(田中伊三次君外十六名提出、衆法第二号)

奈良國際文化観光都市建設法案(東井三代次君外十五名提出、衆法第三号)

○藥師神委員 此れより會議を開きます。

昨二十一日付託になりました京都國際文化観光都市建設法案、田中伊三次君外十六名提出、衆法第二号及び奈良國際文化観光都市建設法案、東井三代次君外十五名提出、衆法第三号を一括議題といたします。この際提案理由の説明を求めます。田中伊三次君。

京都國際文化観光都市建設法案  
京都國際文化観光都市建設法

(目的)

第一条 この法律は、京都市が世界において、明びな風光と歴史的、文化的、美術的に重要な地位を有することに堪へて、國際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によつてわが國の經濟復興に寄与するため、同市を國際文化観光都市として建設することを目的とする。

(計画及び事業)

第二条 京都國際文化観光都市を建設する都市計画(以下「京都國際文化観光都市建設計画」という)は、都市計画法(大正八年度法律第三十六号)第一条に定める都市計画の外、國際文化観光都市として

ふさわしい文化観光施設の計画を含むものとする。

2 京都國際文化観光都市を建設する事業(以下「京都國際文化観光都市建設事業」という)は、京都國際文化観光都市建設計画を実施するものとする。

(文化観光保存地区)

第三条 京都國際文化観光都市の区域内において、文化観光資源又は文化観光施設の維持保存のために、文化観光保存地区を指定することができる。

2 前項の地区の指定は、都市計画の施設としてこれをしなければならぬ。

3 京都市は、条例の定めるところにより文化観光保存地区の区域内における工作物の新築、改築、増築若しくは除却、土地の形質の変更、竹木土石の類の採取その他文化観光資源又は文化観光施設の維持保存に著しい影響を及ぼす虞のある行為を禁止し、又は制限することができる。この場合において、その禁止又は制限によつて損害を受けた者に対しては、京都市は、通常生ずべき損害を補償しなければならない。

(事業の執行)

第四条 京都國際文化観光都市建設事業は、京都市の市長が執行する。2 京都市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、京都國際

文化観光都市を完成することについて、不斷の活動をしなければならない。

(事業の援助)

第五条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、京都國際文化観光都市建設事業が第一条の目的に達し重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。(特別の助成)

第六条 国は、京都國際文化観光都市建設事業の用に供するため必要があるとして認める場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に對し、普通財産を譲与することができる。

(報告)

第七条 京都國際文化観光都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも、六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回國會に對し、京都國際文化観光都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第八条 京都國際文化観光都市建設計画及び京都國際文化観光都市建

設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法を適用し、且つ、特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)第三條を準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に執行中の京都都市計画事業は、これを京都國際文化観光都市建設事業とみなす。

3 この法律は、日本國憲法第九十五條の規定により、京都市の住民の投票に付するものとする。

○田中(伊)委員 京都國際文化観光都市建設法案につきまして、提案者を代表して、私よりきわめて簡単に提案理由を御説明申し上げたいと存じます。まず總括的な説明を一言いたしまして、続いて各條についての簡単な説明を申し上げたいと存じます。

わが京都市は、皆御承知のごとくに、五百三十平方キロメートルにわたる広い面積と、百万人以上の人口を持つておりまして、延暦十三年に遷都以來、延々実に千年を越える都市の生命を保ちつづけているところ、古くてもここに美しい都がございます。まず國際文化観光都市としての姿を眺めてみますと、教學の機關としましては、京都大學、立命館、同志社、女子大學等、十指に余る最高学府を有し、その學問の水準は自然科学、人文科学ともに、

首都東京にはもちろん、世界の水準に比肩して劣らざるものがございす。比叡山延暦寺を初めとして、あまたの神社佛閣を持ち、さらに固有財産、皇室財産、古美術、国宝、重宝等の多数の歴史のかつ美術的な重要古文化財が存在をすること、皆様の御承知の通りでございす。比叡山より伏見、桃山に連なる東山連峰は、都を貫流する加茂川の流れとともに、世界いづれの地にも譲らざる文化観光の都というべきであります。

京都市は、ローマ、北京、エジプト、アテネ、平壤などとともに、世界の古き都として世の人々に記憶せられて参つたのでございすが、ローマや北京や平壤が戦火や天災によりましてだん／＼と荒廢衰微をして参りました今日におきましては、今やわが京都は、一千年の歴史を誇る、ただ一つの世界的な文化観光の都となつたのであります。人類の文化を戦争の惨禍から守ろうとする、国境を越えたアメリカの偉い願望によりまして残された、こわされない国際文化の都市なのであります。

かくのごとくにして、歴史的美術的重要文化資源を持つております京都市を、世界的文化観光の都として建設いたしますことは、世界恒久平和の大理想を達成して行く上に多大の貢献をもたらすものであると信じまして、これが法律的適当なる措置を講ずるために、ここに本法案を提出した次第であります。

つきましては、法文の内容につきまして逐条的に一言ずつ御説明を申し上げます。

第一條は、ごらんを通り本法案の目

的を記述したものでございす。ついでに説明をつけ加えますが、ここに規定せんとする本法案の運営によつてその対象となりますものは、国宝、重要美術、すぐれた風致、名所、史蹟、有名な庭園等を対象としたものであります。なおこれらの施設につきましては、道路、河川、港湾、ホテル、衛生設備等、諸般の設備がございすが、これらの設備はいずれも都市計画法により、あるいは文化財保護法によつて保護の十分ならずと考えられる点につきまして、この法案によつてさらに一段の強力なる保護と施設の完備を全うしたい、こういう心構えでございす。

それから第二條は都市計画の内容でございす。

第三條は地域の指定に関する問題でございまして、都市計画法と文化財保護法との関係について若干の問題があるうかと存じますが、いずれも従来の法律とその内容を一にいたしておきまして、説明を省略することにいたします。

第四條は、特に市長の執行という点をつたつたのでございすが、この条文は、かくのごとき明文を特に設けなくとも、市長がこれを執行することは、都市計画法、特別都市計画法等の命令とて、当然のことでありまして、実は特に関係方面の希望がございまして、これを挿入せよとの言葉がありまして、実はこれを挿入することにいたしましたのであります。なくとも、当然この権限は市長が持つことになるものであらうと存じます。

第五條は事業の助成でございす。国家並びに京都市を中心として、これ

に隣接いたします一切の府県市町村の人々が、これに対して、この法律によりまして、この事業の遂行の上になんだけの援助を与えていただくことができるようにこの条文によつてなるのであります。

第六條は、国有財産法二十八條の規定にかかわらず、普通財産の譲渡しを受けるという規定でございす。これは用途が廃止せられた国有財産法にいわれる普通財産を、負担をいたしました費用の範囲内でのみ譲渡を受けるというものが二十八條の規定でございすが、この法文の制定のお許しをいただきましたならば、負担の限度を越えて譲渡しを受けることができる。

また全然経費の負担をいたしておきません場合におきまして、経費の分担なきにかかわらず譲渡を受けることができるように、その二つの制限を解除していただくという目的で、この条文をお願ひをするわけであります。

第七條は、従来の法律と同じように建設大臣に進行状態を六箇月ごとに報告をいたしまして、建設大臣が内閣総理大臣にこの報告を参りまして、総理大臣はこの報告によりまして、京都国際文化観光都市の事業の進行状況を年に一回国会に報告する義務を規定したものでございす。

最後の第八條は、これは都市計画法が適用されると同時に、特別都市計画法の第三條を特に準用するという規定を設けたのでございす。この観光事業が特別都市計画法による事業として都市計画法の適用を受けることは当然なことではございすが、特に特別都市計画法第三條の準用を受けるようにしたいと考えましたのは、第三條を摘出

したのであります。これは都市における緑地地区の指定でございす。この緑地地区は、当該市町村の長がこれを建設大臣に申請することによつて指定を受けるのであります。この指定を受けた場合には、その指定の範囲内において京都市長がこれに執行権を持つ。こういうことに法文の結果当然なるものであると考えるのであります。

附則につきましては、公布施行の時期と憲法九十五條によりまして住民投票のことを念のためにここに記入したのでございすが、国会法六十七條、地方自治法第二百六十一條などの規定によりまして、これは住民投票前に国会が可決をいたしました場合は、国会の可決後に住民投票をいたしまして、住民の過半数の同意を得ました場合に、初めて国会の議決が確定して法律の効力を発生するといふ、国会法六十七條と地方自治法第二百六十一條の規定によりまして、国会で先に審議をいたさず御可決をいたさずして、その後において住民投票を行いたい、こういう考え方でございす。

なおつけ加えて申し上げたいことは、この住民投票に要する費用でございすが、今国会において京都の観光法案を御可決をいただきました場合には、まことに幸いなことに、来る十一月の十日には、京都市のこの法案を適用する全区域に及びまして、ちようど教育委員会の委員の選挙を施行することになっております。この十一月の十日の委員の選挙にこれをつけ加えてともに投票を求めるといふようになりますならば、その費用もほとんど負担が僅少になるのではなからうか。申し

上げるまでもないことではございすが、地方自治法の施行令の命ずるところによりまして、これは国庫負担となつておりますが、国庫の負担はほとんどなくて、よい便宜な方法によることのできるのではないかと、こういうふうにかへまして、まことに会期の短かいにもかかわらず、本法案を特に各位のお手数をおぼろけにすることに決意をなさつた次第でございす。何とぞすみやかに御審議を賜りまして、御採決いただかれんことをお願い申し上げます。

○藥師神委員長 奈良国際文化観光都市建設法案について、提案者の説明を求めます。東井三代次君。

奈良国際文化観光都市建設法案 奈良国際文化観光都市建設法

(目的) 第一條 この法律は、奈良市が世界において、明びな風光と歴史的、文化的、美術的に重要な地位を有することに力をつくして、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によつてわが国の経済復興に寄与するため、同市を国際文化観光都市として建設することを目的とする。

(計画及び事業) 第二條 奈良国際文化観光都市を建設する都市計画(以下「奈良国際文化観光都市建設計画」といふ。)は、都市計画法(大正八年度法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、国際文化観光施設の計画をふさわしい文化観光施設の計画を

含むものとする。

2 奈良国際文化観光都市を建設する事業（以下「奈良国際文化観光都市建設事業」という。）は、奈良国際文化観光都市建設計画を実施するものとする。

（文化観光保存地区）

3 奈良市は、条例の定めるところにより文化観光保存地区の区域内における工作物の新築、改築、増築若しくは除却、土地の形質の変更、竹木土石の類の採取その他文化観光資源又は文化観光施設の維持保存に著しい影響を及ぼす虞のある行為を禁止し、又は制限することができる。この場合において、その禁止又は制限によつて損害を受けた者に対しては、奈良市は、通常生ずべき損害を補償しなければならない。

2 前項の地区の指定は、都市計画の施設としてこれをしなければならない。

3 奈良市は、条例の定めるところにより文化観光保存地区の区域内における工作物の新築、改築、増築若しくは除却、土地の形質の変更、竹木土石の類の採取その他文化観光資源又は文化観光施設の維持保存に著しい影響を及ぼす虞のある行為を禁止し、又は制限することができる。この場合において、その禁止又は制限によつて損害を受けた者に対しては、奈良市は、通常生ずべき損害を補償しなければならない。

（事業の執行）

2 奈良市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、奈良国際文化観光都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

（事業の援助）

2 奈良市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、奈良国際文化観光都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

（事業の援助）

第五節 国及び地方公共団体の関係

諸機関は、奈良国際文化観光都市建設事業が第一の目的に達し重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

（特別の助成）

第六節 国は、奈良国際文化観光都市建設事業の用に供するため必要があるとする場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十八条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に對し、普通財産を譲与することができる。

（報告）

第七節 奈良国際文化観光都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に對し、奈良国際文化観光都市建設事業の状況を報告しなければならない。

（法律の適用）

第八節 奈良国際文化観光都市建設計画及び奈良国際文化観光都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法を適用し、且つ、特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）第三条を準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に執行中の奈良都市計画事業は、これを奈良国際文化観光都市建設事業とみなす。

3 この法律は、日本国憲法第九十五条の規定により、奈良市の住民の投票に付するものとする。

○東井三代次君 提案者の代表といたしまして、私から皆様に提案の理由を御説明申し上げたいと存じます。

奈良国際文化観光都市建設法案につきまして、ただいま皆様に御審議を願つておるのではありませんが、御承知のことく奈良は、日本屈指の観光地であり、世界の観光都市であります。それは、すぐれた天然の景勝と、日本古代及び東洋文化の尊い遺産がことごとく古都奈良の名のもとに蓄積集成されておりました。奈良全体が歴史であり、絵であり、詩の都市であるからであります。ことに今回の世界大戦のさ中において、ここにわが奈良が爆撃の目標から除外されたのは、奈良の持つ人類文化を戦火から守ろうとする、國境を越えた文化愛の願望であり、今この残された日本の宝庫ともいふべき奈良市をして、さらに新しい平和文化國家の象徴として擁護することは、奈良市民のみならず、日本国民すべての責務であります。

奈良は都市自体が一つの大きな博物館であり、その包蔵している数々の文化遺産、一例を引きますれば、国宝、重要美術品、史蹟名勝等に指定されてあるものとして、建物九十一、その建物の中には東大寺、薬師寺、唐招提寺、極楽院、興福寺、法華寺等があり、さらに宝物千三百六十七点、その宝物の

おもなるものは、いわゆる正倉院の御物、西京葉師寺の本尊などを初めとして総計千三百六十七、重要美術品五十

四、史蹟、名勝、天然記念物、たとえば平城の宮跡及び奈良春日野の奥山の原始林、そういったもの総計十七、これらのものは、市民の生活から遊離した単なる古代文化財としてあるのではなく、奈良の持つよき自然環境のうちに古典的な風俗、行事、芸能などと溶け合つて、市民の教養と生活の中に生きているのであります。

奈良が国際観光文化都市として、広く内外人の注目を浴びていすのも、奈良が持つ美しい風光と日本文化の遺産、伝統が東洋の生きた古典風俗、環境を味わおうとする旅行者の憧憬の的となつていからであります。また国際観光の観点から見ても、奈良はいずれの都市にも劣らない日本の重要な観光資源であり、日本の見えざる輸出振興の最良の資本であります。さらに奈良の文化的意義と、日本の国際観光事業が当面している切実な要請とにかんがみますとき、観光都市としての奈良は、奈良の観光資源たる古文化財や自然風致等を保護するというだけにどまらず、日本資源としての奈良そのものを開発育成するという高次の立場にまで進めるべきであります。奈良を日本の国際的な観光資源として設定し、日本の文化観光の中心都市の一つとして建設することは外資獲得の有力な手段であり、見えざる輸出振興の民族的な資本を大きく培養することを意味しておるものと存するのであります。さらに奈良の文化的、観光施設の現状は、いまだ国際文化観光都市としての水準には遠く及びません。終戦後い

ち早く諸般の計画を策定したのでありますが、一小都市の限られたたくをもつては、とうてい十分な成果をあげることができないのは、まことに遺憾とするものであります。よつて国際文化観光都市としての特別計画を実施して、奈良をして真に名実ともに恥ぢない国際文化観光都市としての近代的施設と、奈良固有の美しい自然環境と、その中にある観光資源との完全な調和を完成いたしまして、奈良文化が持つ世界的意義にふさわしい国際文化観光都市の実現を期しておるのであります。奈良国際文化観光都市の建設を通して、人類の貴重な文化遺産を永久に擁護するとともに、國際間の親善と東西文化の交流を深め、もつて日本経済の自立を促進して、世界恒久平和の保持に資したいと存するのであります。このために本法案を提出した次第でございます。

なお法案の説明につきましては、ただいま京都の田中代議士から御説明がございましたので、この法律の内容につきましては、ただ京都と奈良、この二つが文字がかわつておるだけでございますから、重複を避けるためにはなはだ失礼でございますけれども、田中代議士の御説明をそのまま引用させていただきます。

以上簡単にございますけれども、提案理由の説明をいたした次第でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○薬師神委員長 これより質疑に入ります。なおこの提案者以外に政府側か

ち早く諸般の計画を策定したのでありますが、一小都市の限られたたくをもつては、とうてい十分な成果をあげることができないのは、まことに遺憾とするものであります。よつて国際文化観光都市としての特別計画を実施して、奈良をして真に名実ともに恥ぢない国際文化観光都市としての近代的施設と、奈良固有の美しい自然環境と、その中にある観光資源との完全な調和を完成いたしまして、奈良文化が持つ世界的意義にふさわしい国際文化観光都市の実現を期しておるのであります。奈良国際文化観光都市の建設を通して、人類の貴重な文化遺産を永久に擁護するとともに、國際間の親善と東西文化の交流を深め、もつて日本経済の自立を促進して、世界恒久平和の保持に資したいと存するのであります。このために本法案を提出した次第でございます。

なお法案の説明につきましては、ただいま京都の田中代議士から御説明がございましたので、この法律の内容につきましては、ただ京都と奈良、この二つが文字がかわつておるだけでございますから、重複を避けるためにはなはだ失礼でございますけれども、田中代議士の御説明をそのまま引用させていただきます。

ら建設省の入嶋都市局長と、大蔵省の吉田管財局長並びに法制局福原第二部長が見えております。

○内海委員 提案者の方に二、三御質問申し上げて何とか御期待に沿うようにしたいと思っておりますが、その前にちようど都市局長がお見えになつておりますから、ちよつと基本法について伺いたいと思ひます。

この問題は第七国会におきまして、別府、あるいは熱海、伊東というものが、皆ことごとく提案者の理由の説明がありまして、満場一致本委員会においては特別都市の建設ということを認めましたが、毎議会かかる案が提出せらるるという事は、ほとんど予見し得るのであります。自由党といたしまして、どうあつてもこの機会において基本法をつくらなければならぬという考えのもとに、われ／＼研究したのであります。政府当局としてこういう問題に対して基本法という一つの法律によつて、かような問題を取扱う法制上の施策についてお考えがあるならば承つておきたいと思ひます。

○八嶋説明員 ただいま内海先生の御意見に對しまして現在政府提案として單獨の都市計画法というものを提出するところまでは準備をいたしておらないのでございます。根本的には私どももいたしまして、都市計画法という法律を、民主的によく改定をいたして参らなければならぬという考え方は持つておるのでございます。その中にはやはり観光的なもので一応含めて考へて行かなければならぬのではないかと、このあたりで準備を進めておるのでございますが、これは主としてい／＼な施行主体の問題であるところ

か、あるいは禁止、制限といった問題が中心になることであらうと存じますので、その条文の一項といたしまして、国が／＼の都市計画に關して予定をして参るといふことは、はつきりその中にうたつたとは思つておりますが、ただ観光だけで一般法を政府提案として提出しようといふことは、現在のところ政府として準備をいたしておらないわけでありまして、ただ今内海先生からお話のありましたごとくに、こうした観光の問題が次から次へ出て参るといふことであれば、これに對して都市計画法とは別箇に一つの基準法をつくらうと思つて行くとはいいかかという御意見がございすれば、この点は傾聴に値する問題であらうといふように考へておる次第であります。

○内海委員 單に傾聴に値するということと、都市局長として、いわゆる基準法をつくる御用意があるか、御意見を承りたいと思つております。

○八嶋説明員 現在のところは都市計画法によつてある程度の形を整へて行きたいというぐあいには考へておるものであります。政府提案として、直接に今すぐ観光の問題だけを取上げて特別法をつくるという意思までは、今のところ持つておらないのであります。

○内海委員 それでは提案せられまして田中さんにちよつと承りたいのですが、御説の通り、京都、奈良の都市は、一千年の歴史を持つておつて、日本の国宝あるいは天然物の保存といつたような、文部省の指定の国宝に値するものは、京都、奈良をもつて数えられておると言つても決して過言ではないの

であります。さきには熱海、伊東、別府というような都市が観光都市として認められたのでありまして、大体この条文の内容を見ましても、それと同じでありますから、条文の字句についてちよつと承りたいと思ひます。それは第一條の中に「文化観光資源」といふ文字があります。それと續いて「文化観光施設」といふことがありますが、これをどういふように解釈してよいのか、簡單でよろしうございしますから、御説明願ひたい。

○田中伊三三君 この場合に資源と申しておりますのは、たとえば国宝、重要美術、すぐれたる風致、名勝、史蹟、庭園などをさしておるのでございします。そこでその「観光施設の整備」と申しますのは、そういう国宝、重要美術、風致、名勝、史蹟、庭園、そのものだけにとどまらないので、そのものによつて立つております周辺の観光施設というやうなものを含めるのでございします。たとへて申しますと、京都の町のまん中には相当あつたしく雑沓しておりますところに国宝建造物などがたくさんございしますが、国宝保存法、文化財保存法等によつて保護を受けま

すものは、その建造物たる国宝そのものでございします。そのものの周辺の地域を観光的にこれを取扱つたり、施設を施したりするやうな事柄は、法律によつて保護を受けることができません。これは本法などによつて保護を受けた、こういう心持でございします。従つて施設と申しますのは、これらのものを観光的に観察することができま

すやうな交通、あるいは観光その他の設備をさすものである。こういうふう

に御承知おきをいたしたいと思ひます。

○内海委員 次に第二條第一項であります。都市計画法第一條による都市計画のみで十分ではないかという考へを持つ者もあるのです。私自身として、この点に對してちよつと疑問を持つておるのでありますが、この点について御説明願ひます。

○田中伊三三君 都市計画法によつて十分ではないかといふことも、な御意見でございしますが、実は都市計画法の適用によつて実行のできません計画事業と内容というものは、私たちがこの法律で企てております観光資源の開発なり観光資源開発に對する施設といふものには至らない場合が多いのであります。一例をあげて申しますと、たとえば道路でございします。都市計画法によりまして、地下鉄を通したり、あるいは電車道路を通したり、こういうことは十分に可能でございします。しかしその地下鉄の中にどういふレールをして、どんな姿の観光の氣持のいい、衛生的な通風、採光のいい電車を通すのか、また同じ道路の上にバスを通すにいたしまして、日本の京都特有のバス、奈良のバスといふやうな、すばらしいバスをここに走らそうといふと、これは都市計画の保護によつてはできません。こういうやうなことでございします。都市計画法は事業の基礎の基準を示してその保護をしてく

れるもの、それをさらに飛躍いたしまして、観光的に活用して諸設備を強くして参りますためには、どうしても都市計画法のはかに本法のやうな法律が

いるのではなからうかという考へを持つたわけでございします。

○内海委員 まことにどういふであ

りますけれども、これはどうしても後日の記録に残しておきたいと思ふので……

次に第三條の規定であります。都市計画法第十條による、風致地区等文化財保護法第四十五條による環境保全のための地域の指定で十分な保存が可能ではないかという議論もあるものであります。この点に對して……

○田中伊三三君 まことに御説の通りでございしますが、実は一例をあげるに最も早いかと存じますが、ただいまお話を申し上げました国宝建造物といたしまして、その国宝建造物そのものの保存、保護は、文化財保護法でできることになつております。ところがその国宝建造物を單に文化的な財としてこれをながめるだけではなく、観光の対象となつて行かうといふことは、その建造物の周辺を観光的に施設することが必要であると同時に、その国宝建造物に至ります道路には、観光にふさわしいバスを通し、電

車を通し、タクシーを通すといふことが必要となるのみならず、その道路の上にはすばらしい樹木を植へまして、ここに並木の道路を建設するやうなことが必要となつて参ります。こういう事柄につきましては、国宝そのものの保存でなく、国宝の保存に付随する幾多の観光施設であると考えます。そういう場合を考へまして、文化財保護法による保護だけでは十分でなからうといふので、この条文を設けた次第でございします。

○内海委員 さらに第四條の規定に明記されておる事業の執行者であります。これを單に市長にのみ限定せられ

すか、この点をひとつ……。

○田中伊三三君 これははなはだ恐縮でございますが、この条文がなくとも、地方自治体を首長、チーフが当然事業執行の責任を持つことに関係法令でな

つておるのでございます。実はお説のごとく、この法律の条文はないままに、関係方面に持つて行つたのでござい

ますが、一体都市計画法とか特別都市計画法とかいうもので、首長に力強い指示権を与えるなどということはもつて

のほかだ、そういうことが起らぬように、強度の指示が与えられないように、できるだけこの法律によつて、市長の持つ自主的な自治的な権限を誤らしめ

ることのないように、特にそういう条文をつけて、わかり切つたことだが、明らかにしてはどうかというように関係方面に強い御意見がございました

で、夜を徹してこの条文の一項を案出したしまして、これによつてようやくオーケーが与えられたような次第であります。お説の通りなくともよろしい

ものでございまして、特に明記することにした次第でございます。

なおつけ加えまして、今までの法文の条文と違ひます点は、第二項に「地方自治の精神に則り」ということが書いてございまして、これもただいまのお説の通りと同様の趣旨で、特に地方自治の精神にのっとりこれに努力するのだという、精神条文でございますが、これをあわせてつけ加えることによりまして、最後の御承認が与えられた次第でございます。

るいはその他からお見えになつておるものもおそらくこの問題だろうと思つて、これは一体どのくらい費用を要するお見込みであるか、京都、奈良別々に承

りたい。

○田中伊三三君 わが京都の場合は二つにわけてお答えを申し上げます。それはこの法案の承認を求めたため、独立して投票を行う場合、それから他の選挙に付随して投票を行う場合と二つにわけることになります。独立して

いたします場合は、現在の京都の投票権を持ちます有権者六十一万三千名、その六十一万三千名が一票当り二十五円という計算で一千五百万円余りの経費を、独立していたします場合は、必要とする考えます。幸いにしてこの十一月の十日に先ほど御説明申し上げたように、京都市の教育委員会委員の改選を行います。これに付随をいたします場合は、一切の宣伝費がいりません。同じ一枚のポスターで二つの事柄を宣伝させます。それから投票用紙のペーパーの代金とプリントをいたします印刷代金の二つの代金があります

れば事が足るのであります。おおよそその二十一分の一程度国庫の補助を受けることができれば、十分に投票ができるものと京都市は考えております。

○東井三代次君 ただいまのお尋ねの点につきまして、ただいま京都の計算と奈良の方も大体同じような計算を持つておるのであります。奈良市の有権者数、約四万三千であります。その四万三千人の投票に對しまして、一人当り大体二十五円と計算いたしますと、大体百万円でございます。百万円の財源は奈良市において現在十分用意をいたしておりますが、これは国庫の方

で補助されるということになります。と、国庫の方は予算措置をこれについて講じていただくことにならうと思つて、これはただいま間に合ひませ

るもので、一時、従来の例によりまして地方の自治団体、すなわち奈良に振りがえを要求されることと存じておるものであります。いづれにいたしまして、奈良といつたしましては、この住民投票に要する財源は、ただいま百万円の用意をいたしておるような次第でございます。

○内海委員 この前東京都において行われた住民投票の経費を聞きますと、参議院の選挙に便乗して一票平均二十円かかつて、四千万円かかつたということとを聞いております。京都の場合、便乗しないで一票二十五円かかるとすれば千五百万円であるが、教育委員会の選挙に便乗すれば二十分の一で足るというのは、計算の基礎において何か違つた点がないでしょうか。

○田中伊三三君 実は宣伝費を加えますと、御説の程度の経費がいろいろではないかと存じますが、教育委員の選挙をいたしますには、ポスターを張つて宣伝をいたしますので、そのポスターに二つの色わけをして印刷をいたしますと、一錢も宣伝費がいらないのではなからうか、それで十分やれることと

でございます。しかも教育委員の選挙それ自体はすでに一回やりまして、今度は改選で二度目でございますので、そうくどく徹底しなくても宣伝は行けるのじやないか、そうするとその余裕ある宣伝力をその方にまわして、紙を二分の一削らう、こういうふうな苦心をいたしますと、二十分の一の七、八

十万円程度でございます。十分まかな

い得るのではなからうか。国庫の補助は頂戴しなくても、またそれが遅れましても、やれるような手順はできておる次第でございます。

○内海委員 ちやうど大蔵当局がお見えになつておるようですが、東京都の場合に、一体こういう問題に對して補助金といつたようなことがあつたかどうか。それからさらに奈良の代表の方の御答弁であります。国庫から補助を受ければ云々という言葉もあつたようでありまして、こういう問題に對して大蔵省はどういう処置をとられるか、御意見を伺います。

○吉田政府委員 ただいま予算関係の者がおられますので、後ほど調べてからお答えしたいと思ひます。

○農林部委員 田中角榮君。

○田中(角)委員 簡単に二、三点御質問を申し上げたいと思ひます。

まず第一番目に、この種法律案を第七国会に審議をいたしましたときに、この同法律案にも第六條に「国有財産法第二十八條の規定にかかわらず」ということを書いてあるのであります。これは国有財産法を改正した方がよいということを考えておるのですが、當時から大蔵当局でも、国有財産法の改正を現在立案中でありまして、御答弁でもつてごういうことを改正するのが一番いいと考えておるのですが、現在の段階においてはどうか。なお将来この種のものに対しては、国有財産法を改正する意思があるかないかというところだけをお伺いいたします。

○吉田政府委員 御質問の点でございますが、われ／＼といつたしましては、公共団体の公共の用に供するような事

業の問題につきましては、国有財産法の場合の規定に除外を設けまして、ある一定の範囲については無償譲渡をするというような規定は、先般立案をいたしたのであります。その際関係方面からは、そういう規定はまだ早いということでも承認を得られなかつたのであります。なお、しかしながら、われ／＼といつたしましては、将来においてもさらに折衝を続けまして、この法律を改正するつもりでございます。ただ国会は臨時国会の関係もございまして、緊急のもののみを提出することになつておりますので、まだその準備は本国会にはいたさなかつた次第でございます。

○田中(角)委員 吉田さんにもう一つお聞きしたいのですが、もうすでに別府、熱海、伊東、東京都というものが出ておるのですが、その住民投票も行うとおるという現在、これがいわゆる第六條の無償譲渡を受けることを得るところがあるかないか。それからなおそれに対して許可を与えたというやうな事実があるかないかということとをひとつ伺いたい。

○吉田政府委員 ただいまのところは、まだ具体的にどこ／＼の土地を譲与してくれという申請はございせんので、その事例はまだ全然ございせん。

○田中(角)委員 この法律案の一番の目的は、この第六條でありまして、この六條が論点になるわけでありまして、この種の法律案が別府、熱海、伊東、東京都、このたび奈良、京都が出

て参つたのですが、別府、熱海、伊東、



奈良、京都を除いた東京についてつくりました首都建設法案は、第六條の後段の「普通財産を譲渡することができ」という字句が、譲渡することができるといふふうになつております。実はこれを審議するときに、この種法律案の性質上、別府よりも熱海よりも伊東よりも東京がいいというふうな感覚をもつて申し上げておられるのはありませんが、私たちはこの法律案の目的が普通財産を譲渡することができるといふことが非常に大きなウエイトを持つておると思つておりました。そのため東京の場合にはこれが譲渡でありましたが、現在譲渡と譲渡というものの対して、大蔵当局はこの字句の認定、定義というものを別に考へておられるかどうか。これを別に考へられると、非常に大きな結果が起るものであります。私たちはその筋の許可の關係を考へますと、同じ趣旨の法律案でありますので、当然譲渡と譲渡は同じことであると思つておりましたが、東京都に行われまして首都建設法案は、与えるを譲すに特に直されておるのです。そういう意味で大蔵当局はどういうふうなことを定義をし、しかも処置をせられるおつもりであるかということを知りたい。

○吉田政府委員 ただいまの御質問の点は、国有財産法の用語の問題といたしましては、非常に明白になつておる次第であります。国有財産法上、譲渡と申しますと、これは一般的に有償譲渡の場合をさして規定いたしております。譲渡と申しますと、これは一般的に無償譲渡の場合をさして言つておることになります。

○田中(角)委員 だからその意味で譲渡も譲与も同じ法律案で、東京都だけ

が譲渡になつておるのです。その意味で私たちも当時も大蔵政務次官にそれと申すところがあると思つて、譲渡も譲与も同じものと考えて、この種の法律案の精神を生かしていただきたいといふことを申し上げておいたのです。吉田さんはその主管者でありますので、なるべく同一に御解釈をお願いしたいといふことを希望申し上げておきます。

もう一つ、これは都市局長に対してですが、大蔵省当局としてはあまりこういう法律が出てくることは感心しないといふようなことが第七国会における大蔵省の表現であつたやうであります。しかし立法府である国会においてこの種法律案が制定せられた場合に、当然官庁は予算的措置をいたします。いたさなければならぬのだからこれは当然のことではあります。御答弁であります。現在組みつつある状況下でありますので、もうすでにこの種法律案も二、三通つております。通つておるもの、なつておるもの、この種法律案に対して、現在都市局長は二十六年度に予算的処置を講ずるといふやうなお氣持があるかどうか。大蔵省との御折衝の状況はどうか。これはもうこの法律案をつくられた目的が六條にあるとはいひながら、立法をした以上当然國家は予算的処置をして、この法律案の使命を達成しなければならぬといふ建前上、また特にこれが議員立法であるといふ建前から、予算的処置も当然要請せられるわけでありまして、それに対する御確信のほど、現在の段階においてはどうかという問題について御答弁を煩わしいと思ひます。

○八嶋政府委員 ただいま田中先生からの御質問でございしますが、私どももいたしまして、立法のもとに行政法が正式に成立いたしましたれば、その立法の精神をくんで、これがいろいろの行政的な措置といふものは講じていただくなければならぬことは、これは当然だと思つておるのでございます。そういうやうな意味におきまして、実は昨年この議會において御提案になり、また住民投票において確定をいたしました都市につきましての特別な措置は、何とか講じたいといふやうな氣持をもちまして、現在安本方面と折衝いたしたと実は思つておるのでございます。ただその際におきまして、一番大きな問題になりますのは、やはり観光の問題であります。つぎましては、観光都市といつたしまして特別に銘を付したもので現在通りましたのは、御承知の通り別府、熱海、伊東でございます。しかし私どももいたしまして観光的に見ますならば、やはりもつと都市として整備して行かなければならぬ都市が相当にあると思ひます。こういう意味におきまして、実は観光審議会というものが内閣にございしますので、その方面で一つのルートを決めて、こういうやうな都市はひとつ観光指定都市として取上げて行こうといふやうな意見もあるやうでございしますので、そういう都市の中で重要なものにつきましては、別個に観光都市の整備事項といふことの項目を起しまして、実は予算要求をしたいといふ氣持を持つておるのでございします。しかしこれが安本におきま

して、また大蔵省におきまして、いかなることになりますか、その最後の何はわかりませんが、都市局長もいたしましては、一応そういうやうな氣持を持つておるのでございます。ただ京都、奈良の問題につきましては、特別に項を起すといふやうな問題につきましては、本日やうやくこの案が出た参りましたし、また住民投票の結果もわかりませんので、そこまで別個のわくとして要求しておるといふやうな段階ではございせん。ただ一般の観光都市整備事業といふものの中に、京都、奈良といふものは他の都市と一緒に含めて要求したいと思つておる次第であります。

○田中(角)委員 最後に、これに関連するものであります。ちよつと伺つておきたいと思ひます。議員立法でありますので、通過し、法律になつた場合、議員としてもその実績を大いに見守らなければならぬわけでありまして、その意味で、予算という面に対しても重大な関心を持つておるのであります。二十六年度の予算を組みつつある現在、事業予算はなおまだこれを折衝するつもりであるといふやうな段階であるやうであります。幾ばくかの建設予算は当然入れて行かなければならぬ。そのお説については強硬に主張になり、特段の処置をとつていただきたい。これをなせ申し上げるかといひます。これは、事業予算といわず、東京首都建設法のごときは、国会議員を構成メンバーとするところの建設審議会をつくらなければならぬといふのですが、予算がないために建設審議会もつくれないという状態なんです。あのような

大なる住民投票の費用をひとつもさくことができない。当然國庫予算をもつてやらなければならぬということになりますと、首都建設法が通つても何にもならない。現に両院の議員を構成メンバーとするところの審議会をつくらなければならぬといふ焦眉の急にありながら、これさえつくれないという状態であつたなら、まさに議員立法としてはこの種法案を通すためには非常に考へなければならぬ。その意味においても、立法当局として私たちが審議をし、この種法案を通過せしめたならば、政府も大いにこれが予算化に努力をしていただかなければならぬ。特にこれを強く要望するわけでありまして、その意味において、何か特段の処置をもつて、この首都建設法に対する審議会をおつくりになる、臨時国会でもいわゆる追加予算といふものが出せないといふやうな状態ですが、このままで行くならば、次の国会にといふやうな状態になつて延び／＼になるということになるのであります。これに對して何か別個に考へておられますか、特段の処置があるか、同じ種の法律案が通るのですから、それに対して御答弁ができたなら願ひしたい。もしできないやうな状態であつたならば、何とか御検出をして、錦上花をそえてもらいたいといふことです。これで私の質問を終ります。

○八嶋政府委員 ただいまの御意見は、私も法律を施行いたして参ります者といつたしましては痛切に感じておる問題であります。予算の措置といつたしましては、あはれ最近内閣の外局となつておりますので、内閣予算として内閣の會計から要求いたすやうな

形になつておるのでございます。ただし、仕事を具体的に考へて参りますれば、私の方としても非常な重大な役割を持つておりますので、私の方として突は先般も大蔵方面に對しまして、側面的と申し上げてはあつたは語弊があるかもしれませんが、何とか早く措置を上げてもらいたいというような話を申し上げておいたのであります。ただ今回の国会においては追加予算が出せぬというやうな話もあるから、その点で突は非常に困つておるのだという話は聞いておるのですが、その後における情勢といたしましては、ひとつ大蔵省当局に十分御意見を拜聴していただきたいと思つております。私どもの氣持としては、一日も早く委員会をつくつていただきまして、これが活発に動いて行くようをお願いしたいのであります。

○砂間委員 提案者の方にお伺ひしたいのですが、今年の五月奈良市におきまして発行された奈良國際文化観光都市建設計画案というものを拜見いたしますと、いろいろ具体的な計画がおありのやうであります。これらの建設計画を完成するに必要な全体の費用というものは、どのくらいかかるやうなお見込みでありますか。なお奈良ばかりでなく、京都についても、ひとつ概算でけっこうですかとお伺ひしたい。

○田中伊三三君 お手元に配付申し上げております建設計画の第一項より第十項までを実現したため経費は、ただいまのところ約五千億円と見ております。

○東井三代次君 突は計画案は立てておりますけれども、予算を現在はずき

り算出するといふことはむずかしい問題であります。大分年度もつと延びて参りますので、逐次財源と見合はして、実行に移して行く、こういう考えを持つております。ただいま概算幾らという、そこまでの計算はまだいたしておりません。御了承願ひます。

○砂間委員 とにかく非常に莫大な費用がいふやうに思ふのでありますが、その費用の調達について、一応どういふやうな目安をされてゐるのか。国や地方公共団体の関係機関から、できる限りの援助を期待するといふやうなこともありましようけれども、なおそのほかいろいろお考へになつてゐる腹案もあるのじやないかと思ふ。たとえば奈良の場合におきましては、外資というやうなこともこの計画案の中にあるやうであります。講和条約がでない前にいへば、すでにクレジットを設けたいといふやうなこともあるやうであります。たとえば当面の財源をどうするかというやうな問題について、おおよその目安というのか、予定といふやうなものがありましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○東井三代次君 先ほど御返答いたしましたごとく、確固たる財源については、まだ十分の検討をいたしておりません。計画の概要を構想しておる次第であります。財源については、お示しのやうな、たとえば見返り資金とか、あるいは外資を導入してどうこうという、そこまでの具体的な構想は持つておりませんので、御了承願ひたいと思ひます。

○田中伊三三君 京都のこの五千億円に及ぶであらうと予定してゐる経費でございますが、先ほどお話を申し上げ

ました一項目より十項目までの実現のために、五千億円に上る経費があるであらう、こう考えられますのは、ただいまの物価を基準とする想定をしておりまして、時期は十年計画を十期にわけ、百年計画の一環としての十年計画をただいま非常にまじめに京都府は考へておるわけでございますが、この大規模施設の完遂には、どうしても百年を要する。その一環として十年計画を立てる。その十年計画の第一回の経費を三百億前後とにらみたいという考へ方でございます。この財源につきましては、税金収入、税外収入、特に競輪その他公益的な収入といふやうなものに全力をあけて、この財源を観光事業の完遂の方面に使つて行こう。さらにでき得ることならば観光事業に必要な財源のために、特に観光事業の起債をお認めいただきたい。これはまだ正式の申請には及んでおりませんが、目下その準備を熱心に行つてゐるやうな状況でございます。将来わが国の中央、地方を通ずる財政状態に若干の好転を来します場合に於いては、いち早くこの法案によつて特別の温情ある処置によつて、地方起債のお認めをいただきたい。これによつて着手いたします事業は、恒久的な施設をあとまわしに、当面緊急を要する、ただちに収入になる、ただちに電車に乗る人の数がふえる、ただちにバスを利用する人の数がふえるであらう、こう考えられます面、たとえば金閣寺が焼失になりましたが、この金閣寺はすみやかに復興したい。これを復興いたしますと、京都府のバスの収入、電車の収入は、その三分の一を減ずるのではないかと云われるほどの大影響があるのであります。そういう

緊急当面の観光事業の方面に全力を傾ける。恒久的な方面はあとまわしにいたしまして、一切の支出を節約をして、その方面に財源を充當して努力をいたしたいと思つて苦心をしておる状態でございます。

○砂間委員 大蔵省の吉田管財局長にちよつとお伺ひしたいと思ふのでありますが、奈良及び京都における国有財産は、土地とか建物とかいろいろあると思ひますが、金額に見積つて、ごく大ざつぱにいつてどれくらいあるのですか。もしこの法律が通つて譲与するといつた場合に、どれくらいのもの譲与できるか、概算でいいですか、伺ひたい。

○吉田政府委員 ただいま御質問の京都、奈良の国有普通財産の問題でございますが、詳細な資料を手元に持つておりませんので、数字をはつきり申し上げることは、多少むずかしいのでございますが、大体京都、奈良とも社寺がおもてございまして、これらのものは、別に社寺の境内地移管に関する譲与の法律がございまして、この法律によつて社寺の方に譲与するものは相当多い。従つてこの法律によつて将来国有財産になるものができれば別でございますが、現在の状況において京都あるいは奈良の方に譲与になるといふやうなものは割合に少い。たとえば広島でありますとか、長崎でありますとか、あるいは旧軍港であるとか、旧軍港の所在地であります所では、これは相當の国有財産があるわけでありまして、京都、奈良のやうなところにおいては、割合に少いわけでございます。大体概略申し上げてそういうことであります。

○砂間委員 第五條によりますと、国

及び地方公共団体の関係諸機関は云々、できる限りの援助を与えなければならぬといふことがありますが、これはこれまでの別府、熱海、伊東等の観光文化都市法案にもよく使われて来た言葉であります。京都及び奈良の提案者の方は、どういふ具体的な援助を期待されておるか。また政府の方としてはどういふ援助ができるかといふことを具体的ににお聞かせ願ひたいと思ひます。これは今突如始まつた言葉ではありませんが、先ほど申しましたやうに、すでに別府や熱海、伊東等の例もあるものでありますから、多少のお考へが具体的にいつておると思ひますが、その辺のことをお尋ねいたします。

○田中伊三三君 大蔵省の局長のところ調査が十分にできておりませんが、私のところで幸ひ調査ができておりますからお答え申し上げます。国有財産法による普通財産として当面予定されておりますものは、具体的には京都右京区にございまして嵐山公園でございます。それから京都市中にあります円山公園、こういうものを筆頭といたしまして、数十種目に上ります。その土地の坪数の総計は二十七万三千坪に及んでおります。これがこの法律の対象になる可能性があると思ひます。

○砂間委員 そうすると、国から受けることができる限りの援助と申しますものは、これらの国有財産をできれば無償で京都市に拂下げてもらいたいといふことが、ここに言われてゐる法律の具体的内容になるわけですか。

○田中伊三三君 まあざつとばらんに申し上げますと、こういう苦しい財源の中で百年計画といふ計画を立ててゐるのでありますから、できることな

らばお説の通り無償で頂戴したい、譲渡ではなしに譲与を受けたい。また、できることならばこの二十八条に規定してあります費用負担額の範囲内においてという制限を設けていただいて、費用負担額の範囲を越えて、言葉をかえれば、できるだけ負担金額よりは安い金額で拂下げを頂戴することができるようになれば財源が大いに助かる、こういう気持でございます。この本法第六条がお許しを得て制定ができます場合においては、先ほどもちよつと説明いたしましたように、無償で頂戴することもできます。それから金を拂うにしても安く頂戴していただくことができれば、こういう趣旨になるわけでありま

す。

○砂問委員 奈良の東井さんにちよつと伺いたいと思いますが、たとえば国際観光ホテルを建てるにいたしまして、この計画案によりまして、一億四千万円ということになっておりますが、これは今の金融その他の情勢では、なか／＼簡単に建たないと思つております。しかしまた他方におきましては、外資を入れてその合併なんかでホテルをつくるということもあるようでありまして、何かその辺のことを、——そういう点もお考えになつておられますか。

○東井三代次君 できればさうに早く実現したいと思つておりますが、やはり国際情勢もいろいろございまして、なお講和条約もまだ締結されないという状況でありますので、具体的に外資をどうする、あるいはまた観光ホテルをどうするということは、まだ計画を持つてゐるだけで、いかにしてその金を生み出すかという金策について

は、先ほど来いろいろ申し上げておりますごとく、まだそこまで具体的に申し上げられないような状況でございます。御了承願ひたいと思ひます。

○砂問委員 奈良の場合におきましても、京都の場合におきましても、国際観光文化都市ということになつておられて、上に国際ということがついておるわけでありまして、また先ほどの提案理由の御説明の中にも、これによつて外資の獲得にも資したいという意味の御説明もあつたと思ひます。ところが、今日の日本の置かれてゐる状況を考えますと、占領下にありまして、まだ講和条約もできておらないような状態でありまして、従つて外国人の日本入国ということも、いろいろ制限されておられて、戦前のように外客がアメリカからもイギリスからも、横州からもソビエトからも、中国からも、朝鮮からも、自由に日本に行つたり来たりできるような条件は、まだできておらないわけでありまして、こういう今日の客観条件のもとにおいて、この国際観光文化都市をつくることは、実際問題としてある特定の国、たとえば単独講和を結びますならば、その講和を結んだ少数の国の外客を誘致して、その少数の特定の国の外客に対してだけサービスするという結果になりはしないかと思つておりますが、その辺のところはどういうお考えを持つておられますか。

○田中伊三三君 本法案のねらいとして、まづところは、こちらが外国に出て行くのでなしに、外国の客を日本に入れるのであります。今お尋ねの御説明にありまして通り、日本から外国に行

く手続はむづかしいのであります。しかしながら外国人が日本に参ります場合は、アメリカだとソ連だと中国だとを区別しない、きわめて簡単な申出によつて来ることをできるわけでありまして、やつて来て、日本国土において事業をするとか資本を持つとか、土地を持つとか建物を持つとかいう手続はむづかしいが、やつて来て観光をして、大いに日本で遊んで帰るという簡単な目標であります。すこぶる簡単な手続によつて、ただいまはほとんど講和が完成したと同様の状態に取扱われ、御存じのごとく、年々歳々順次日を迫るに従つて多くの旅客が日本に入国してゐる状態でありまして、本法案はやつて近く成立をいたしました場合に、住民投票によつてその効果を発生するのでありますが、これは数年後、数十年後、数百年後を目ざす百年計画の一環としての十年計画を想像してゐるほどの、広大な時間的想定を持つておる状態でありまして、ただいまの状態は、入国についてはよくないまでも悪くはなるまい。ただいまの状態においても、観光客の誘致ということ、この法律によつて必ずできる、こういう確信を持つて提出してゐる次第でございます。

○砂問委員 その辺のことになりますと意見になりますから差控えます。そこで次にお伺ひいたしたい点は、たとえば奈良で観光会館を建てるという計画があるようでありまして、この観光会館は一部を食堂、喫茶室、観光みやげの展示即売場にするとか、また酒場を設けるとか、賭博の奨励場なんかをつくるように計画されておるようでありまして、あるいは宿泊、休養施設の

建設整備等のところを見ますと、観光ホテル、レストラン・ハウス、キャバレー、ダンス・ホール云々というように出ておるわけでありまして、また先ほどの田中議員の御説明によると、いろいろな財源として競輪とか競馬とか、あるいは政府公認のばくちを大いに奨励いたしまして、さうして財源に充てるというふうなこともあつたやうであります。こういう賭博の奨励や、キャバレーやダンス・ホールをどんどんやるというふうなことが、日本の健全な国民思想にどういふ影響を与えるか。日本の善風俗や習慣に對してどういふ影響を与えるかというところを、提案者は十分考えておられるかどうか。その辺についての御見解を承たりたいと思ひます。

○田中伊三三君 この法案で賭博をやるといふのではない。賭博をやるには賭博をやるといふのでない。法律が別個にあるわけでありまして、その法律は国会の審議を通して制定されたものでございまして、賭博の法律でこの程度のかけ金による、この程度のクレームの、この程度の賭博はやつてよいのだといふことで立法せられました以上は、その法律によつて得た収入を観光方面に使用したいという努力を拂うことはさしつかえがないのではなからうか。この法律でこういう賭博を許してくれというならば、お説のようなことを考へてからなければならぬが、許すのは他の法律によるので、それが審議せられて、よいといふことになつたならばそれでやらしていただいて、その収益を観光事業に使いたい。こういう気持があるのみでございます。

○砂問委員 奈良や京都の由緒ある

日本の古都を、ある特定の外人のため

の享樂場やばくち場にする。また世界の植民地的なモナコにするといふことについて、私は別の考えを持つておりますが、これは意見になりますので、あとで討論のときに申し上げます。

そこでその次にお伺ひしたい点は、奈良の計画によりまして、ドライブウェイをつくつたり、野球場をつくつたり、ゴルフ場をつくつたり、いろいろ計画がたつたさんありますが、京都でもやはりさういふような計画を立てておられるだらうと思ひます。ところがさういふ施設をいたしまして、今六千三百円ベースでしげられて、さうして重税、重税のもとに苦しめられ、さうして失業者が職業安定所へ出かけて行つても仕事を与えられない、さういふやつた生活をして行くことすらもできないような状態なんです。今の日本はさういふ情ない状態にあるわけでありまして、さういふ情ない状態に、国民の大多数があるときに、五千億とかいふような莫大な予算を伴うところの長大な計画を立てて観光施設をつくりましても、それをばたして日本の国民大衆、勤労大衆が利用できるかどうか。また外人が京都や奈良に来て、一方においては輪奐の美を誇るところの豪壯な施設があつても、その都市の中に住んでゐる住民、京都や奈良の住民がみすばらしい生活をしてゐるというところでは、これは決して日本の誇りでもなければ、りつぱなことでもないと思はれるのです。してみれば、まず国民生活を安定し、豊かにしてさうして、緊急な仕事をさうして、さうして行つて、あるいは災害復旧だとか何だとか、そ



ういうことをやつて行つて、しかる後に全面講和もできて、そうして世界の人の人が自由に來られるというふうな時期になつて、そうして十分財源の余裕ができたときに、観光の方の施設に着手しても、私はおそくはないと思うのです。今こういふみじめな状態のときに、特にこういふ單獨法まで制定して、至急これにとりかかりたいという提案者の氣持が奈辺にあるかという点につきましてひとつ御意見を承りたいと思います。

○田中伊三次君 お説まことにございともございまして、私たちもそれについて同一の意見を持つておる状態でございます。そこで今奈良の方とも打合せしたのでございしますが、お説の通り本法案が成立いたしましたあかつきに、とりあえず観光施設として行いまする観光方面の内容は、たとえばスポーツ・センターであるとか、動物園であるとか、美術館であるとか、博物館の拡充強化であるとかいうような健全な観光の方面に、取急ぎ慎重な努力を拂つて行きたいと存じます。いろいろ良は二十五年五月にこういふものをつくつたのでございまして、今このままの氣持ではないように提案者も申しております。そういう御趣旨に従つて慎重に健全な観光の方面に努力をすることにいたします。

○薬師神委員長 他に御質疑はありますか。  
○天野(久)委員 ちよいと大蔵省の方に伺つておきたいのでありますが、奈良及び京都が観光地であることは非常に望ましいこととあります。そこでこれから見ると、国の財産を譲与するこ

とができる、こうしてありますが、そこで奈良、京都においてかようなことがあるとは考えませんが、この種の法案があるいはまた他に出来ないとも限らないのでありますが、その譲与した財産について、その後の保護という点と、完全に目的通り使われておるやいなや、こういうことに対しての監督が何か法定されておるかどうか、こういうことを承りたいと思います。

○吉田政府委員 これは、この法律の趣旨から申しまして、国際文化観光都市建設事業の用に供するために必要ありとして譲与いたしますので、その場合は大体そういう条件を付して譲与契約するということに取扱ひたいと思つておる次第であります。従つてそれが譲与したとたんに他の何でもないことに使われるということはないようになつてふに考えております。

○天野(久)委員 こういふ大きい都市であればそういうことはいいでしようが、やはり自治体において財政が窮乏する、こういう場合が何年かの後になりしにあらざる、こういうことになりまふ。その場合にその財産を処分して自治体の費用に使う、これらのことが長い間にはなきにしもあらず、そういうことに相なりますと、せつかく国がこれを譲与した、国が持つておればばりつぱに寺院なら寺院、あるいは公園なら公園として保護されておるが、小さな自治体に移つた場合、その自治体の財政が窮乏した場合に、これを売つて使おうじやないか、これを売つて学校を建てようじやないか、といふことが出やしないか、いわゆる自治体などで学校とか、あるいは公設の施設などが火災にあつた場合に、これを

復興しようじやないか、その場合に市の所有しておる財産を処分しようじやないかというところが時折起つて来る。従つてこれに対してははつきりと目的通りに永久に使われて行くということが保証されないと、国の財産をそこに無償譲与して、その目的を達しなかつた、こういうことになるわけ、その責任を感じなければならぬ、こういうことでありますので、はつきりとした目的を保護するだけの法律、あるいは何か規定があるかどうか、こういうことを承つておきます。

○吉田政府委員 これは先ほどからお話のございました、他の同様な法律にも規定がございまして、その場合におきましても同様なことが起ると思ひます。ただいま申し上げたように、法律の上に明文はないのでございしますが、法律の趣旨から申して当然のことであるとして、そういう譲与の際に条件をつけて、かりにそれが他に転用されるような場合には、無償ではなくて、当時の時価でもつてやはり国へ支拂うという措置をとるようになつておりますので、その点の御心配はないと存じます。

○天野(久)委員 建設省の方に承つておきたいのでありますが、私は、最初別府の都市法案が委員会を省略いたしました、本会議によつて一氣に可決されたのでありますが、そのときに、実はこういふことがあつた、これから次々とこういふ法案が出て来るであらう、こういうことを予備いたしましたのであります。そこで基本法をこしらえて、こういふ必要のあるものは、その法を利用してやるようにしたらどうかというふうなことも委員会でも申し上げたこ

とがあつたと思ひますが、その後におきまして熱海、伊東等が出て参りまして、これも火災等が助けて通過いたしました。この法案も、これのみならず今後とも続々と出て参るだらうと考へておりますが、そういう場合に、建設省は順次この法案を可決いたしまして制定いたして行くことに協力されるお考えがあるかどうか。それからまたあとから続々出た場合には、その都市やその他の事情並びにいろいろな周囲の環境等を考へて整理する考へがあるかどうか。その点についてちよつと伺いたい。

○八嶋説明員 都市局の考へ方といつたしましては、法案のあるなしにかかわらず、それ／＼の都市の性格に応じまして、整備するところはできるだけ整備をはかつて行きたいという氣持を堅持して行きたいと存じます。従ひましてこの法案として、特別にいわゆる国有財産等の問題といつたようなこと、その他この京都あたりの問題になりますれば、第三条でございしますが、それからまた第八條でございしますが、それからまた保存地区の問題であるとか、あるいは緑地地域の適用の問題といつたような問題が、実は現在の都市計画法としては解決されておらない問題の一つでございまして、そういうような特別なものを一つの法律の中に包括して行かなければならぬ点が相当あると思つておられます。第八條あたりの一つの例を申し上げれば、これは緑地地域の規定でございしますが、実は私もいたしましては、都市計画法の改正の際におつたのであります。最初この緑地地域の規定は特別都市計画

法の中には書いてあるのでございしますが、私もいたしましては、都市計画法を改正して入れてもらいたいというところで、実は法制局と協議をいたしたのでございしますが、その際におきまして、法制局の意見としては、都市計画法の部分の改正はしたくない。たまたま特別都市計画法というものがあつたから、その中で一応解決して行こう。しかしこれには都市を指定したというように、戦災都市だけに限定されるというふうなことになるので、私もいたしましては、日本国内における大都市から緑地地域の問題を考へて行かなければならぬので、戦災都市といつたしましては、やはり東京、大阪、神戸、名古屋といつたようなところが大都市であります。非戦災都市として残されておつたのは、実は京都でございします。京都あたりを例にとりまして強硬に申し入れたのであります。省かれたような次第でございします。こういうような問題等は、今後この都市計画法を全面的に改正する際におきましては、戦災都市、非戦災都市にかかわらず、緑地地域あたりの問題を考へて行かなければならぬと思つておるのでございします。

それからまた文化観光保存地区あたりの問題につきましては、これは風致地区、美観地区というふうなものが法律の規定にはございします。今度の建築基準法におきましては、特別地区というふうなものも設定されますので、これはまたそれによつて解決し得る道はあるだらうと思ひます。ここにはつきり文化観光保存地区として出ておる、いわゆる天然の風景のみならず、いろいろな人為的な文化施設の保護という

ような点は、これは従来の法律では解決されておらなかったような問題等も相当あると思います。こういう点をつけ加えていただくことは、私は非常にけつこうなことではないかというぐあいに考えておる次第でございます。そういう意味におきまして、それ／＼の都市におきましては、多少やはり違う点もあるだろうと思ひます。現在の法律だけによつて解決できない問題があるだろうと思ひます。これは、要は都市計画法を全面的に改正いたしまして、一つの大きな、こういうものが入り得るような道をつくつておくことが必要だと思つて居ります。これは今後私も都市局の大きな研究課題として研究しておる次第であります。先ほど申し上げましたように、個々別々の都市について、都市局は協力するかどうかという話でございますが、これは法律のあるなしにかかわらず、私どももいたしましては、御協力申し上げて行きたいという氣持であります。ただこういう法律がありますれば、やりやすいという点が多少あるだろうと思ひます。

○天野(久)委員 今お話を聞くと、都市局は進んでこれをやりたい、こういうふうに解釈してもさしつかえないように聞きます。そうであるとするならば、私は国として、この都市とこの都市は観光都市として育成すべきである。この都市はこうすべきである。こういうふうなりつばな計画を立てられて、むしろ建設省が進んでこれを指導されたらどうか。今これにおきまして、奈良、京都などはむしろもつと前に、一番先に率先してこの法案が施行されるべき都市であるというところは、われわれわかつております。従つてこれ

に準じた都市、あるいはまたこれに準じなくても近いような都市は、こういう法案を出して来るでしよう。そしてこの法案を出されるその果の方々は、非常なる努力を払つてあちらこちら運動をなさなければならぬ。そういうことはこの非常に忙しいときにむだなことではないかと思ひます。従つてどうか建設省は、それだけのお氣持があるならば、むしろ進んで国として全体をならみ合せて、これとこれとをこうしようというふうな法案を、基本法と申しましようか、何かこしらえて指導されることをわれ／＼希望いたします。

○藥師神委員長 お諮りいたします。大体質疑も尽きたようでありましたが、この程度で打切ることには御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○藥師神委員長 御異議なしと認めます。よつて質疑は終了いたしました。これより討論に入ります。通告順によつてこれを許します。

○内海委員 議事進行について……この際討論を用いず、即決可決されんことを求めます。

○藥師神委員長 内海君の動議に対して賛成の方は御起立願います。

「賛成者起立」

○藥師神委員長 起立多数。よつて内海君の動議は成立いたしました。それで採決いたします。賛成の諸君の御起立を求めます。

「賛成者起立」

○藥師神委員長 起立多数。よつてこの法案は原案の通り可決いたしました。なおお諮りいたしますが、以上の両

案に關する報告書の作成並びに提出手続につきましては、恒例によりまして、委員長に御一任をお願いいたします。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○藥師神委員長 御異議なければ、さように決します。

○藥師神委員長 それでは次に前會に引続き、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を繼續審議いたします。本法案につきましては、前會においてすでに質疑を終了しております。これより討論に入ります。通告がありますので、これを許します。砂間君。

○砂間委員 私はただいま議題になつております住宅金融公庫法の一部を改正する法律案に反対であります。反対の理由は、本案によりまして、これまでの國家公務員として恩給法の適用を受けることができた公務員が、住宅金融公庫の職員に転任した場合において、この職員にだけ恩給法を適用するというのであります。これは住宅金融公庫の他の職員と比べて非常に不公平になるのであります。

この間の提案理由の説明、その他質疑を通じて政府委員の説明を聞いておりますと、他の職員は共済組合で救済されるから、それでいいじゃないかというふうな御意見でありましたけれども、もし共済組合でないならば、何も特定の職員にだけ恩給法を適用して特権を与える必要はないと思ひます。また他の公団及び公庫等の例を見まして、特に特例を設けて、それらの職員に恩給法を適用するというふうな例はこれまでなかったものであります。大体建設省や大蔵省からこの住宅金融公庫

に入つて行つた人たちは、いわばごく少数の高級の公務員でありまして、そういう高級官僚だけを特に優遇するといふ必要はないのであります。大体恩給法それ自体が、日本においては歴史的な伝統もあるものであります。官吏、近ごろの言葉で言へば公務員ですが、公務員に非常に厚い。労働者の場合は退職手当すらも十分に支給されていなくて、ことに農民などは一生まづ黒になつて働いても、何ら國家が見てやるといふふうな規定はないのであります。去年の七月の行政整理なんかを見まして、もう半年か一年たてば恩給がつくという人であつても、これが共産黨員であるとか何とかというので、ばさばさ首を切つてゐる。一方においてはそういうことをやつておきながら、特にこの公庫に入つた特定の高級官僚にだけは、そういう特別の恩典を与えるという理由が私にはわからない。恩給などという制度はやめにしてしまつて、社会保障制度を拡充して、百姓でも、漁師でも、自由労働者でも、すべての人が、まじめに働いて、一定の年齢に達して働けなくなつたら、國がその生活を見てやるというふうにするべきであつたやうな。まだ日本ではそこまで行つていない。公務員だけは、こういう恩給法という特権を持つておるのではありませんが、それを住宅金融公庫の場合にも濫用いたしました。特定の高級官僚に、特例を設けて恩典を与えるというふうな行き方には、私はどうして賛成できない。以上の意味におきまして、私は本法案に反対であります。

○藥師神委員長 田中角榮君。

○田中(角)委員 自由党、民主党、農

民協同党、三党を代表いたしましたして、本法案に賛成の討論を行います。この種法律であるところの日本國有鉄道法、並びに日本專賣公社においても、この改正法律案と同様な条件を認められておりますので、住宅金融公庫法の一部改正法律案に対しては、その意味において賛成をいたす次第であります。

○藥師神委員長 前田榮之助君。

○前田(榮)委員 住宅金融公庫法の一部改正につきましては、日本社會黨といたしましては賛成であります。ただこの際希望を申し上げておきたいのは、恩給法の改正が本筋でなければならぬという観点から、恩給法を將來全面的に改正をして、そしてこの職員のかかる給与については、各公団その他と同一な取扱ひをされるような希望を付して賛成をいたします。

○藥師神委員長 お諮りいたします。これにて討論を終了いたすことに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○藥師神委員長 御異議なしと認めます。よつて討論は終了いたしました。採決をいたします。本案に賛成の諸君の御起立を求めます。

「賛成者起立」

○藥師神委員長 起立多数よつて本案は原案通り可決せられました。お諮りいたします。本案に關する報告書の作成並びに提出手続等につきましては、恒例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○藥師神委員長 御異議なければ、さように決します。

本日はこの程度にとどめまして、次  
会はいずれ公報をもつて御通知申し上  
げます。これにて散会いたします。

午後三時二十四分散会

〔参照〕

京都国際文化観光都市建設法案（田中  
伊三次君外十六名提出）に関する報告  
書

奈良国際文化観光都市建設法案（東井  
三代次君外十五名提出）に関する報告  
書

住宅金融公庫法の一部改正する法律案  
（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年八月五日印刷

昭和二十五年八月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所